

2022（令和4）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：民事法（民事訴訟法）

【事例】

Xは、自宅に友人Yを招いて人気ゲーム機甲で遊んでいた。Yの帰宅後、自宅から甲がなくなっていることに気づいたXは、Yに甲を返還するよう求めたが、Yが「これは自分のものだ」と言い張るため、Yに対して甲所有権確認訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起した。

口頭弁論期日において、Xは、「令和3年3月15日にYを自宅に招き、私の所有するゲーム機甲で遊んだのですが、いつの間にかYに持ち去られてしまいました。以降、Yは甲を返さないばかりか、『自分の物だ』と言い出す始末です。許せません。」と述べた。それに対して、Yは、「あの日、Xのゲーム機を持ち帰ったことは確かです。ですが、勝手にやったわけではありません。ゲーム機を気に入ったと言う私に、Xが『それならあげるよ』と甲を渡してくれたから、持って帰ったのです。もらった物なのだから、今は私の物でしょう。」と述べた。

問1 本件訴訟の訴訟物は何か、答えなさい。

問2 口頭弁論期日においてYが下線部のように述べたことには、訴訟上どのような意味があるか。

本件訴訟の訴訟物（問1参照）や先行するXの発言内容を踏まえつつ、論じなさい。

【事例（つづき）】

本件訴訟における審理の結果、裁判所は、Xの所有する甲をYが無断で持ち出したものであるとの心証を得るに至った。そこで、令和3年6月5日に口頭弁論を終結し、同年8月20日に「甲がXの所有に属することを確認する。」旨の判決を下した。その後、この判決は確定した（以下、「前訴確定判決」という。）。

他方、YはXから訴えられたことに腹を立てており、絶対に甲を返したくないと考えた。そこで、令和3年7月10日、事情を知らないZに「これ僕のゲーム機なんだけど、飽きたから買わないか」と持ちかけ、甲を売り渡した。

前訴判決の確定後、Xが甲の返還を求めたところ、Yは「もうZに売ってしまって、自分の手元にはない。返してほしいならZに言ってくれ。」と言った。XがZに甲の返還を求めると、Zは驚き、「甲は自分の持ち物だから、どうしても渡すことはできない。」と考えた。そこで、Zは、Xに対して甲所有権確認訴訟（以下、「本件後訴」という。）を提起し、「甲の所有者はZである。」と主張した。

問3 (1) 判決が確定することにより、当事者は、その内容を新たな訴訟において争うことができなくなる。このような通用性ないし拘束力のことを、何というか。

(2) 前訴確定判決の効力は、何に対し、また誰に対して及ぶか。その範囲を説明しなさい。

問4 本件後訴の受訴裁判所は、下線部のようなZの主張を認めることができるか。前訴確定判決の効力（問3（2）参照）及び想定されるZの攻撃方法を踏まえつつ、論じなさい。